

北九技契制第 1350 号
令和 6 年 1 月 3 0 日

各局・区・室 長
教育長
市議会事務局長 様
行政委員会事務局長
農業委員会事務局長

技術監理局長 丹田 健二

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件の施行について（通知）

このたび、令和 6 年 4 月 1 日以降の「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象となる契約の基準額について、下記のとおり総務省自治行政局長から通知がありましたので、周知をお願いします。

記

1 区分及び適用基準額

調達分野	主 な 内 容	適用対象となる契約の基準額
物 品	物品の購入又は借入れ	予定価格 3, 6 0 0 万円以上
一般サービス	運送、電算、調査、広告、清掃、 印刷、廃棄物処理関係業務委託 等特定業務	予定価格 3, 6 0 0 万円以上
建設サービス	土木又は建築工事等の すべての工事	予定価格 2 7 億 2, 0 0 0 万円以上
建設コンサルティングサービス	設計業務、測量、地質調査等業 務委託	予定価格 2 億 7, 0 0 0 万円以上

2 上記 1 の基準額が適用される期間

令和 6 年度及び 7 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）の両年度に締結される調達契約について適用する。

3 規程集の更新について

当該通知に係る物品等供給契約関係規程集（イントラナビに掲載）の更新は、令和 6 年 4 月 1 日に行う予定です。